

警会甲達第 6 号
平成28年 3月24日
〔改正 令和 4年 3月14日
警会甲達第 5 号〕

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における建築設計業務に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について

福井県警察における建築設計業務に係る簡易公募型プロポーザル方式において、優れた技術提案書を公正に評価し、設計業者を特定するため、別添のとおり「福井県警察における建築設計業務に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」を制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察における建築設計業務に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察における建築設計者及び工事監理者（以下「設計者等」という。）の選定において、最も優れた技術提案書を公正に評価し、設計業者等を特定するための審査を行う福井県警察における建築設計業務に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置、運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 所掌事務

審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 参加表明書の審査及び技術提案者の選定
- (2) 技術提案書の審査及び特定
- (3) (1) 及び (2) の結果についての理由を付した報告
- (4) その他第1の目的を達成するために必要な事務

第3 組織

- 1 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第4 簡易公募型プロポーザル方式による設計業者等選定の範囲

簡易公募型プロポーザル方式による設計業者等選定の範囲は、建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2に掲げる第2類建築物の新規工事又は改修工事で、建築設計業務等に係る委託料の額が2千万円以上で特定調達契約（WTO）対象業務となる額未満の場合とする。

第5 会議

- 1 審査委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

第6 禁止事項

- 1 委員は、この簡易公募型プロポーザル参加者に対し、このプロポーザルに関する援助を行ってはならない。
- 2 委員は、第2の事務によって知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第7 事務局

審査委員会の事務局は、本部の会計課に置く。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、福井県建築設計者等選定実施要領（平成18年営第93号）に準ずるものとする。

別表

福井県警察における建築設計業務に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会

| | |
|------|-----------|
| 委員長 | 警察本部長 |
| 副委員長 | 警務部長 |
| 委員 | 本部の警務課長 |
| | 本部の会計課長 |
| | 福井県公共建築課長 |